

第30回入善町農業委員会議事録

令和2年1月10日午後1時30分から第30回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮
10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美
14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博
18番 長原 均			

欠席委員 1名

9番 米山 義隆

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	道下 玲也
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第107号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第4	議案第108号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第109号 入善町農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。本年は、農林業センサスの調査があります。5年ごとに行う調査でありまして、この結果を基に農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することとなっておりますので、調査にご協力をお願いします。

それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第30回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。11番上島委員と12番谷口委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第107号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第107号、農地法第5条の規定による意見進達について、次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番。農地の所在地は入善町櫛山〇〇外3筆の計4筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は4,964㎡です。

貸渡人は入善町櫛山〇〇の〇〇さん、借受人は福岡市博多区〇〇の〇〇さんです。転用目的は「店舗敷地」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請者の〇〇さんは、医薬品、日用品、化粧品、その他雑貨の郊外型ストアとして九州エリアを中心に店舗展開しているドラッグストアです。

県内では射水市と滑川市で店舗展開しており、下新川地区郊外で新たに展開し市場を拡大したいということで、今回の申請となりました。

申請面積は、4,964㎡ですが、店舗、来客用駐車場敷地（83台分）、従業員駐車場（9台分）、雨水調整池、排水路等として利用するために必要な面積です。

今ほど申しあげました排水路につきましては、〇〇さん山側に〇〇さんからの汚水を排水するための公共柵を新設する計画ですが、本管まで45mと距離が長く、途中で点検柵を設置する必要があるため、この部分も排水路として転用対象となっています。

また、申請地を横切るように配管しております水道管は、国道8号線に沿うように付け替える予定であり、〇〇さんが使用する分につきましては、井戸を新たに設ける予定であります。

申請地東側の残地につきましては引き続き、田として利用する計画であり、排水口及び機械乗入口は移動する必要はありませんが、取水口を新たに設ける必要があるため、申請地と〇〇との間に取水のための農業用水を新設する計画です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「店舗敷地」であり、運用通知第2の1の（1）のイの（イ）のcの（e）による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」とは認められない」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

申請地の櫛山〇〇及び〇〇の一部は昭和47年2月25日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、残りは令和元年11月18日に変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番。申請地は入善町舟見〇〇外1筆の計2筆、台帳地目は田、現況地目は宅地及び田で、合計面積は1,403㎡です。

貸渡人は入善町舟見〇〇の〇〇さん、借受人は同じく入善町舟見〇〇の〇〇さんです。転用目的は「農業用施設敷地」で、契約内容は「使用賃借権の設定」です。

申請人の〇〇さんは、水稻を中心に現在、約28.3haを経営する農業者です。今後、積極的に農業を運

営していく上で事務所機能を備えた休憩施設が必要となり、既存地に隣接した申請地にその施設を建設する計画を立て、今回の申請となりました。申請地の一部は農地法の手続きをとらずに造成し農業用倉庫が建設されているため、始末書をつけての申請となっております。

申請面積は、1,403㎡であります。農業用倉庫や事務所兼休憩施設、コンバインやトラクター、田植機等の農業機械や資材を置くためのスペースとして利用するために必要な面積です。

また、雨水排水については、隣接している用悪水路に排水を行う予定です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定めた土地の区域内にある農地であることから、農用地区域内にある農地であると判断します。

申請地は、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が「農業用施設敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のアの(イ)のbによる、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は、令和元年10月11日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び愛本新用水土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、2件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

上島委員

申請番号1番ですが、地元で3回ほど協議を重ね、反対者がいなかったことから確認印を押しました。

愛場委員

申請番号2番ですが、事務局の説明のとおりであり特に問題はありません。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第107号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第108号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第108号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和2年1月10日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規4件、再設定10件、合計14件の申請があります。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区 2件、2筆、1,864㎡

青木地区 1件、1筆、420㎡

飯野地区はありません。

小摺戸地区はありません。

新屋地区 1件、1筆、379㎡

栴山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、新規の合計は、4件、4筆、2,663㎡です。

続いて再設定です。

入善地区はありません。

上原地区 4件、6筆、10,523㎡

青木地区はありません。

飯野地区はありません。

小摺戸地区はありません。

新屋地区 2件、6筆、5,152㎡

栴山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区 4件、7筆、11,791㎡

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、10件、19筆、27,466㎡です。

新規、再設定合わせて、14件、23筆、30,129㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第 108 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 5、議案第 109 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第109号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について。入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。令和2年1月10日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は令和元年12月16日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が3件あります。

受付番号1番。除外願出者は入善町〇〇の〇〇さん、借受人は富山市〇〇の〇〇さん外1名です。除外対象地は、青木地区青木〇〇の内の計1筆、地目は田、面積は100㎡で、除外後の用途は農家分家住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、農業を営んでいる申請人の後継人になりたいことや両親の老後のことを考えたときに自己の一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

借受人は、現在、富山市のアパートにて生活していますが、今後、子供を希望していることや農業を営んでいる申請人の後継人になりたいこと、また両親の老後の面倒を見たいことから、両親の住む敷地内に自己の住宅を建築する計画です。

申請面積は100㎡ですが、既存地の部分も含めると214㎡の利用予定で一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場等として利用するための必要最小限の面積であります。

夫婦共働きであるため、子供の面倒を見てもらいたいことや両親の老後の世話を行いたいことから妻の実家内で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地と一体的に利用し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の

効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしており、新たに宅地となる面積が100㎡であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい排水事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号2番。除外願出者は入善町道古〇〇の〇〇さん、借受人は入善町道古〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区道古〇〇の内の計1筆、地目は田、面積は398㎡で、除外後の用途は駐車場敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、借受人は個人事業主として車の钣金塗装事業を行っており、その事業拡大に伴い駐車場が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

借受人は、個人事業主として車の钣金塗装を行っています。平成19年に設立し、以降既存地にて営業を行っていますが、今回、事業拡大することとなったことから、既存地に隣接した申請地に修理車両やお客様のための駐車させるための駐車場を設ける計画です。

最終的な利用面積は、道古〇〇の丸々1筆であります863㎡ですが、申請地南側については昭和50年11月25日に農振計画が変更され、農用地区域外農地となっております。

申請面積は398㎡ですが、先に述べたとおり最終的な利用面積は863㎡であり、修理車両やお客様のための駐車場、資材置場、転回スペースとして利用するための必要最小限の面積であります。

駐車場敷地であるため、効率的に利用するためには既存地に隣接する必要があるため、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、担い手（所有等農地面積約136ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地であるが、除外後においても所有等農地は合わせて136ヘクタールを維持する（農業経営面積0.03%減）ことができる。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められる。

なお、当該担い手の同意や、当該担い手に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼさない旨農業委員会の意見も得られている。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしており、新たに宅地となる面積が 863 m²ですが、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成 16 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号 3 番。除外願出者は入善町舟見〇〇の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、舟見地区舟見〇〇の計 1 筆、地目は畑、面積は 223 m²で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、出産することを機に自己の住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5 つあります。

まず、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

借受人は、現在、実家にて妻と妻の家族と同居していますが、今回出産することとなり、妻の両親より申請地を譲り受けて自己の住宅を新築する計画です。

申請面積は 223 m²と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場、庭等として利用するための必要最小限の面積であります。

夫婦共働きであるため、子供が生まれたときに子供の面倒を見てもらいたいことや両親の老後の世話をやりたいことから妻の実家の側で建設する必要があるため、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしており、新たに宅地となる面積が 223 m²であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、昭和 51 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外 3 件の申請です。よろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。特に意見がないようなので、この件について採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 109 号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

お手元に農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議があると思います。昨年10月に2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕され、農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発出されました。入善町農業委員会につきましても、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っていることを改めて実感し行動するようお願いします。

続いてもお知らせです。次期農業委員会委員の選任が本年行われます。これまでと同様に農地利用最適化推進委員を入善町では設置せず、委員会法に基づき任命制で次期農業委員を任命します。おおまかなスケジュール案につきましては、次期農業委員会委員の選任についてという案内に記載してありますので、ご参照ください。

また、本年は5年に1度の農林業センサスの調査が行われますので、ご協力をお願いします。

来月2月27日（木）13時30分より農業者等との意見交換会がうるおい館で行う予定でありますので、参加のほどよろしく申し上げます。

最後に、昨年11月に五十里委員と米澤委員が入膳地区の農地パトロールを行い、遊休農地と思われるところを示した地図がお手元にあると思います。今後、意向調査を行いながら事実関係を明らかにしていくとともに、皆様におかれましても遊休農地と思われる農地がありましたら、解消のために活動していただければと思います。

事務局からは以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第30回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、2月5日水曜日、午後3時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後2時25分)